

## 京都見聞録貸出規程

### (趣旨)

- 1 この規程は、財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「当財団」という。）が管理するDVD「京都見聞録」の貸出しについて定める。

### (貸出要件)

- 2 次の各号の何れかに該当する場合は、貸出しを行う。
  - (1) 団体等が実施する京都をPRするための事業
  - (2) 国または地方公共団体が行う事業
  - (3) その他必要と認める事業
- 3 2に該当する場合でも次の各号の何れかに該当する場合は、貸出しをしない。
  - (1) DVDの管理上不適当と認められる場合
  - (2) 所有権もしくは著作権を侵害するか、またはそれに関して紛争を生じるおそれがあると認められる場合
  - (3) 営利を目的とする事業
  - (4) その他適当でないと認める事業

### (借用申込)

- 4 DVDの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の1週間前までに借用申込書を当財団に提出しなければならない。

### (貸出場所)

- 5 DVDの貸出し及び返却は、当財団が指定する場所において行うものとする。

### (貸出期間)

- 6 貸出期間は1ヶ月以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。  
DVDの貸出しを受けた者は、申込書に記載した返却日までに必ずDVDを返却しなければならない。

### (禁止事項)

- 7 DVDの借用目的以外の使用、第三者への転貸及び複製をしてはならない。

### (遵守規程)

- 8 貸出規程に違反する申込及び使用が確認された場合は、ただちに貸出しを中止するものとし、以後その団体等へのDVDの貸出しは行わない。

### (借用者の義務)

- 9 DVDの返却にあたり、DVDの貸出しを受けた者は、借用したDVDを原状に復するとともに、係員の点検を受けるものとする。

### (損害責任)

- 10 DVDの貸出しを受けた者は、DVDの貸出し期間中に、DVDの盗難、き損、紛失等の損害が生じた場合は、速やかに当財団に報告し、その指示に従うものとする。

### (借用料)

- 11 借用料は無料とする。  
ただし、送付に要する経費は借用者の負担とする。

### (その他)

- 12 本規程に定めるものの他、必要な事項は当財団がその都度定める。